



第三に、その他所要の整理を行うこと。

何とぞ、委員各位の御贊同をお願ひ申し上げま  
す。

委員長(小川敏夫君) 以上で取扱説明及び衆議

上に於ける修正部分の説明の聽取に終わりまし

本案に対する質疑は後日譲るに至り、本件

これにて散会いたします。

二二二 不善見金口の未傳方傳語注本

### する法律案の早期成立による慰安婦問題の解

酒の間)、詰廻(第)三三三下學(第)三四六、号(第)二四二、萬(第)二五二、一七二(第)二六六、二七三(第)二六七。

五号)(第二六八六号)(第二六八七号)(第二六

人ノ學ノ第ニハル方學ノ第ニハル〇學ノ第ニ

二六九四号)(第二六九五号)(第二七三三号)

(第十一回) (第十二回) (第十三回) (第十四回)

九号)(第二八一六号)(第二八一七号)(第二八

五 | 雜 | 八五 | 雉 | (第 | 八七五甲) | (策 |

二九二号

卷之三

時生的強制被害者問題の解決の促進に関する法

案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

清顥著 山穀集序一ノ二ノ三四

山口篤子 外百三十名

の清顕の歎言は、第一二三、号を同じいだ。。

卷之三

等性約強制被害者問題の解決の足進二回十之去

卷之三

請願 請願者 川崎市幸区戸手三ノ一ノ一九 池  
田純夫 外百十四名 紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

請願 第二四九七号 平成十五年六月三日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 仙台市太白区鹿野二ノ一九ノ五 織田陽介 外百二十九名 紹介議員 中島 章夫君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

請願 第二五五一号 平成十五年六月四日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 さいたま市三橋二ノ一二ノ三 藤 田美佐子 外二百九名 紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

請願 第二六八五号 平成十五年六月五日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 横浜市鶴見区市場上町九ノ九 奈 切巣 外百名 紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

請願 第二六八六号 平成十五年六月五日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道上磯郡上磯町東浜二ノ一二 久保洋子 外九十五名

紹介議員 佐藤 泰介君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。  
第二六八七号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道深川市文光町一四ノ五 生藤啓子 外百二名  
紹介議員 林 紀子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。  
第二六八八号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道室蘭市高砂町一ノ二八八一 中塚早苗 外九十八名  
紹介議員 伊藤 基隆君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。  
第二六八九号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道深川市納内町二ノ一四ノ三 橋本さち子 外九十六名  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。  
第二六九〇号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道山越郡長万部町字静狩八四二 野崎正子 外九十六名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

<p>請願者　名古屋市中村区稻上町三ノ五〇ノ二 伊藤登美子　外百四名</p> <p>紹介議員　谷 博之君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。</p>
<p>請願者　北海道岩見沢市有明町中央三ノ一 一 峰智彦　外九十五名</p> <p>紹介議員　大脇 雅子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。</p>
<p>請願者　札幌市厚別区厚別北四条五ノ七ノ一八 中野久美子　外百三名</p> <p>紹介議員　吉岡 吉典君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。</p>
<p>請願者　北海道旭川市神居二条一九ノ七 九 山村恵美　外百六名</p> <p>紹介議員　高橋紀世子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。</p>
<p>第二六九五号　平成十五年六月五日受理</p> <p>戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願</p> <p>請願者　北海道旭川市神居二条一九ノ七 九 山村恵美　外百六名</p> <p>紹介議員　高橋紀世子君</p> <p>この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。</p>

請願者 福岡県遠賀郡水巻町伊左座二ノ六 ノ一二 岡山美津子 外百四名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
紹介議員 中村 敦夫君	戦時性的強制被害者問題の解決に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する法
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	戦時性的強制被害者問題の解決に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する法
第二七三三号 平成十五年六月五日受理	戦時性的強制被害者問題の解決に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する法
請願者 北海道釧路市若草町二一ノ三一 一 横地美幸 外百名	請願者 北海道釧路市若草町二一ノ三一 一 横地美幸 外百名
紹介議員 又市 征治君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二七三四号 平成十五年六月五日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 青森市富田一ノ二ノ一一 盛憲 一 外九十六名	請願者 青森市富田一ノ二ノ一一 盛憲 一 外九十六名
紹介議員 齋藤 勤君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二七七八号 平成十五年六月五日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 兵庫県明石市大久保町福田三五〇 ノ二 福井京子 外九十八名	請願者 兵庫県明石市大久保町福田三五〇 ノ二 福井京子 外九十八名
紹介議員 大渕 絹子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二七七九号 平成十五年六月五日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 東京都文京区大塚二ノ三ノ一ノ五 ○六 永積泰子 外九十八名	請願者 東京都文京区大塚二ノ三ノ一ノ五 ○六 永積泰子 外九十八名
紹介議員 円 より子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二七八一号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 広島県福山市向陽町一ノ二六ノ一 ○ノ一〇一 平田弘子 外百二十 四名	請願者 広島県福山市向陽町一ノ二六ノ一 ○ノ一〇一 平田弘子 外百二十 四名
紹介議員 緒方 靖夫君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二八五二号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 神本美恵子君 北海道北見市南仲町一ノ二ノ三 ○伊藤一樹 外百名	請願者 神本美恵子君 北海道北見市南仲町一ノ二ノ三 ○伊藤一樹 外百名
紹介議員 吉川 春子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二八七五号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 野口千恵子 外九十四名 五 野口千恵子 外九十四名	請願者 野口千恵子 外九十四名 五 野口千恵子 外九十四名
紹介議員 篠瀬 進君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二八七六号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 札幌市東区北九条東四ノ一九ノ二 二二ノ二〇五 塩田真弓 外百三 名	請願者 札幌市東区北九条東四ノ一九ノ二 二二ノ二〇五 塩田真弓 外百三 名
紹介議員 山下八洲夫君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二八七七号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 北海道龜田郡大野町向野一七ノ六 三 高橋朋子 外九十七名	請願者 北海道龜田郡大野町向野一七ノ六 三 高橋朋子 外九十七名
紹介議員 谷林 正昭君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
第二八七八号 平成十五年六月六日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
請願者 北海道旭川市神楽岡三条四丁目 稻尾育子 外百名	請願者 北海道旭川市神楽岡三条四丁目 稻尾育子 外百名
紹介議員 西山登紀子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

号) 第二九四七号(第二九九七号)(第二九九八号)(第二九九九号)(第三〇　〇号)(第三〇一号)	第二九九七号 平成十五年六月九日受理	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
一、戦時性的強制被害者問題解決促進法案の成立に関する請願(第三〇八四号)	請願者 北海道伊達市山下町無番地 荒川	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八五号)(第三〇八六号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 緑 外九十七名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 櫻井 充君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 紙 智子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 田仁美 外九十六名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 岩佐 恵美君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 井上 美代君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 千葉県流山市東初石一ノ五二五ノ一	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 六九 山内真 外百十八名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 二五 多田茂代 外百四名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 幸子 外百名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 木俣 佳丈君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 羽田雄一郎君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一一ノ一	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 九ノ三〇三 守谷武子 外五名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 高橋紀世子君	「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」が今国会において十分に審議され、可決されることを求める。日本政府は従軍慰安婦問題については決着済みとして法的責任を拒否し続けている。しかし、多くの被害者及び被害国政府はこのような態度を受け入れていない。また、国連人権委員会、女子差別撤廃委員会、ILOなど国際機関は、日本政府による個人補償、被害者の名誉回復、次世代への教育などを繰り返し求めている。日本政府が道義的責任を果たすとして始めたアジア女性基金(も、台湾、韓国では多くの関係者が拒否されたまま「償い金事業」は二〇〇二年九月で打ち切られた。中国、北朝鮮の被害者は手掛かりもないまま放置されている。本法案は、これらの問題に回答を与えるものである。従軍慰安婦裁判は次々と敗訴し、病弱なまま高齢に達した被害者の救護と名誉回復のめどは立っていない。侵略戦争によって人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みにじった従軍慰安婦問題を放置することは、法と正義の名において許されないことである。このままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名譽ある地位を占めることを目指す日本国憲法の精神を達成することはできない。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 二五 多田茂代 外百四名	ついては、次の事項について実現を図られたい。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 千葉 景子君	一、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を成立させる」と。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 千葉 景子君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 七ノ二〇三 山崎志津 外百一名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 北海道函館市港町一ノ一ノ七〇	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 大阪市阿倍野区帝塚山一ノ二ノ一	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 四 高松牧人 外九十八名	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三一二六号)(第三一五九号)(第三一二四四号)(第三二五八号)	紹介議員 北海道帯広市西十六条南六ノ二〇	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

## 律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する 請願

請願者 神奈川県横須賀市衣笠栄町四ノ  
五 成瀬源太郎 外百一名

請願者 札幌市北区新川三条ハノ八ノ一  
紹介議員 水谷淳 外九十六名  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

紹介議員 直嶋 正行君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二二六号 平成十五年六月十日受理  
請願 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願者　北海道北見市高栄東町四ノ六ノ  
五　藤田晶子　外百一名

請願者 北海道河東郡木野西町木野西通二ノ一 山井睦子 外九十七名  
紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

の請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二五九号 平成十五年六月十一日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

一、少子化社会対策基本法案  
（衆議院提出、衆議院継続審査）

請願者 東京都豊島区西池袋五ノ一三ノ六 瓜谷靜子 外九十八名  
紹介議員 福島 瑞穂君

少子化社会对策基本法  
目次  
前文  
第一章 総則(第一条～第九条)

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

附則	第三章 少子化社會對策會議(第十八条・第十九條)
九條)	第二章 基本的施策(第十一条・第十七条)

請願者 北海道勇払郡追分町花園二ノ二  
二 菊地幸子 外二百十九名

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、「二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我々

紹介議員 茂木 秀樹君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不斷の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

## (施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

## (法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有效地に發揮することの妨げとなつている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

## (保育サービス等の充実)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児童保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保

## 育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講するものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図ることとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図ることとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行うことにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

## (母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊娠婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊娠婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に對し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されれるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

## (ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行ふものとする。

## 第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

## 実入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 第七条の大綱の案を作成すること。
- 2 少子化社会において講ぜられる施策について講議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 1 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 2 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 内閣府設置法の一部改正

1 第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の二号を加える。

四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第号)第七条に規定するものをい

第四十条第三項の表中

高齢社会対策会議

を

少子化社会対策会議	高齢社会対策会議
高齢社会対策会議	少子化社会対策基本法

高齢社会対策基本法
-----------

に改める。

平成十五年七月四日印刷

平成十五年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B